

鏡石町除染実施計画

《第3版》

平成27年11月
鏡石町

改正の履歴

年月日	内容	備考
平成23年12月26日	『鏡石町除染実施計画(第1版)』の策定	
平成24年7月3日	『鏡石町除染実施計画(第2版)』の策定	『平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応に関する特別措置法』に基づく計画の見直し
平成27年11月9日	『鏡石町除染実施計画(第2版)』の改訂	除去土壤等の処理に関し、国による中間貯蔵施設への運搬、保管及び処分の代行等についての明記

※本除染実施計画は除染の効果や進捗を踏まえ、内容や期間について、見直しを行うこととします。

目次

1.	はじめに	1
2.	町内における放射性物質の分布	2
3.	除染の方針	2
(1)	基本方針	2
(2)	目標	3
(3)	計画期間	3
(4)	除染実施区域	3
(5)	除染の実施者	3
(6)	優先順位	4
4.	除染の実施	5
(1)	除染方法	5
(2)	除染のスケジュール	6
5.	除去土壤等の処理	7
(1)	除去土壤等の保管の方針	7
(2)	仮置場の構造及び所在地	7・8
(3)	仮置場ができるまでの措置	8
(4)	除去土壤等の記録・保存	8
(5)	除去土壤等の処理方針	8
6.	その他	8

1. はじめに

鏡石町は福島県の中通り地方の中央南部に位置し、面積は31.25km²。東境を阿武隈川、西境を釈迦堂川に挟まれ両河川域には肥沃な耕地が広がり、気候にも恵まれて岩瀬きゅうりの产地として知られています。

東京からは約200kmほどで、東北自動車道、JR東北本線など交通体系に恵まれた環境です。

また、唱歌「牧場の朝」のモデルとなった日本初の西欧式牧場「岩瀬牧場」があり、緑に囲まれたさわやかな、人と人とのふれあう町です。

未曾有の国難というべき、東日本大震災とそれに伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生から1年余りが経過しました。復旧に向けた様々な取り組みが行われていますが、受けた被害のあまりの大きさに加え、放射能汚染と風評被害の広がりから完全な復旧・復興への道のりはまだまだ遠いといわざるを得ない状況にあります。

鏡石町では、震災に起因したライフラインやインフラの復旧は進んでいるものの、原発事故がもたらした放射能汚染により、目に見えない放射能汚染に対する不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

長期にわたる町民の心労は察するにあたりあり、従来の安全・安心な町民生活を取り戻す取り組みが求められています。

そのためには、まずは放射性物質を取り除く「除染」を進めることができます。従来の安全・安心な生活環境を取り戻すために、町が主体となり町民の皆様のご協力もいただきながら、地域の総力を挙げて、除染を進めてまいります。原発事故に責任を有する国や東電に必要な要望を行いながら、国、県、各専門機関、東電と連携を図り、本計画に基づき、鏡石町内の除染を進めてまいります。

ふるさと鏡石に暮らす町民の皆様の明るい笑顔が、まち全体に輝く日常生活を一日でも早く取り戻せるよう、地域一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成24年7月 鏡石町

2. 町内における放射性物質の分布¹

中通りの南に位置する本町は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の土壤への沈着が主要な汚染となっています。

町内全域において、事故当初は放射性ヨウ素の汚染が大きな割合を占めていましたが、現在は放射性セシウムが主要な汚染原因となっています。

町内の空間線量率は、町の環境放射線モニタリング結果によると、次のとおりとなっています。

地区	空間線量率
久来石区	
笠石区	
鏡石1区	
鏡石2区	
鏡石3区	
鏡石4区	
仁井田区	0.20～0.55 μ Sv/h
鏡田区	
高久田区	
旭町区	
さかい区	
豊郷区	
成田区	

3. 除染の方針

(1) 基本方針

鏡石町は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散による健康と経済活動への影響を排除するため、町内全域を除染します。

また、子どもなどへの影響を最小限にするための取り組みを優先的に進め、空間線量率が高い場所などを重点的に除染します。

除染は町が全力で取り組みますが、行政だけでは町内全域の迅速な除染が困難なことから、空間線量率が低い場所は、状況等を鑑み、町民、ボランティア、企業等へ協力をお願いすることとします。

なお、除染活動以外の長期的な健康管理・風評被害などの放射線対策については、別に定める計画により対応することとします。

¹平成24年7月時点の内容です。

(2) 目標²

長期的に追加被ばく線量を年間1mSv 以下にすることを目標として、今後2年間で、町民の日常生活環境における空間放射線量を町内全域で0.23 μSv/h 以下に低減させることを目指します。

(3) 計画期間

計画期間は、平成23年12月から平成29年3月までとし、重点期間を平成26年3月までとします。

(4) 除染実施区域

文部科学省の航空機モニタリング結果及び町の環境放射線モニタリング結果から除染実施区域を次のとおりとします。

単位: μSv/h

除染実施区域	地区	空間線量率の範囲	平均空間線量率
追加被ばく線量が年間1mSv(空間線量率が0.23 μSv/h)以上の区域	久来石区	航空機モニタリング結果による	
	鏡石1区		
	鏡石2区		
	鏡石3区		
	鏡石4区		
	仁井田区		
	鏡田区		
	高久田区		
	さかい区		
	笠石区	0.29~0.45	0.35
計測日: 平成24年2月27日~3月1日、5月28日 計測器: エネルギー補償形γ線用シンチレーションサーベイメータ(TCS-172B)	旭町区	0.23~0.28	0.26
	豊郷区	0.23~0.28	0.24
	成田区	0.20~0.31	0.24

計測日: 平成24年2月27日~3月1日、5月28日 測定地点: 地上1m

計測器: エネルギー補償形γ線用シンチレーションサーベイメータ(TCS-172B)

(5) 除染の実施者

町が除染を行いますが、町のみで除染を行うには相当の期間を要することから、町民の皆様に除染の協力をお願いします。

また、国・県及び日本高速道路株式会社が管理する施設・森林等は、国・県・及び日本高速道路株式会社が除染します。なお、法35条第3項の合意により実施者を変更することがあります。

² 平成24年7月時点の内容です。

(6) 優先順位

① 優先地域

除染は、町の環境放射線モニタリング結果から次の優先順位に従い実施します。

住宅・宅地の側溝や雨樋などの空間線量率の高い場所は、優先順位にかかわらず随時実施します。

単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$

順位	地区	平均空間線量率
1	仁井田区	0.41
	鏡田区	0.40
2	久来石区	0.36
	笠石区	0.35
	鏡石1区	0.25
	鏡石2区	0.25
	鏡石3区	0.26
	鏡石4区	0.26
	高久田区	0.33
	旭町区	0.26
	さかい区	0.27
3	豊郷区	0.24
	成田区	0.24

② 優先対象

町民の生活空間を優先して除染を行いますが、放射線の影響を受けやすい、子ども、妊婦の生活空間(幼稚園・学校、公共施設、公共広場、その他同等の施設)を考慮し優先順位を次のように定め、効果的で効率的な除染を行います。

順位	対象物	詳細
1	幼稚園・学校、それに付随する道路	幼稚園、保育園、小中学校、その他同等の施設、通学路、側溝
2	公共広場	公園、児童広場、スポーツ広場
	公共施設	公民館、集会施設、その他同等の施設
	住宅・宅地、それに付随する道路	住宅・宅地、生活道路、側溝
3	民間施設	店舗、工場、その他同等の施設
	その他の道路	その他町道・県道・国道等、側溝
	農地、森林(生活圏)	農地、森林(生活圏)
4	※森林(その他)・河川	森林・河川

※河川の除染の実施については、国等の方針を踏まえ対応します。森林(その他)の実施については、今後示される国等の方針を踏まえ実施を検討します。

4. 除染の実施

(1) 除染方法

除染は、原則として「除染関係ガイドライン」、福島県の定める除染対策事業交付金要綱に示す方法により、効果的で効率的な手法を選択し、必要かつ合理的な範囲で除染を行います。除染方法の例は次のとおりです。

除染対象	除染方法
幼稚園・学校、それに付随する道路	屋上等の清掃・拭取り・ブラシ洗浄・高圧洗浄、雨樋等の清掃・洗浄・汚泥の除去、側溝等の清掃・洗浄・汚泥の除去、庭等における表土等の除去、客土・圧密による原状回復、現場保管の際の残土による原状回復、枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草 (道路)散水車及び清掃車によるブラッシング、ブラシ洗浄、高圧洗浄、歩道洗浄、泥等の掻き出し、除草
公共広場	側溝等の清掃・洗浄・汚泥の除去、庭等における表土等の除去、客土・圧密による原状回復、現場保管の際の残土による原状回復、枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草
公共施設 民間施設	屋上等の清掃・拭取り・ブラシ洗浄・高圧洗浄、雨樋等の清掃・洗浄・汚泥の除去、側溝等の清掃・洗浄・汚泥の除去、庭等における表土等の除去、客土・圧密による原状回復、現場保管の際の残土による原状回復、枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草
住宅・宅地、それに付隨する道路	屋根等の清掃・拭取り・ブラシ洗浄・高圧洗浄、雨樋等の清掃・洗浄・汚泥の除去、側溝等の清掃・洗浄・汚泥の除去、庭等における表土等の除去、客土・圧密による原状回復、現場保管の際の残土による原状回復、枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄、落葉の除去、除草 (道路)散水車及び清掃車によるブラッシング、ブラシ洗浄、高圧洗浄、歩道洗浄、泥等の掻き出し、除草
その他の道路	散水車及び清掃車によるブラッシング、ブラシ洗浄、高圧洗浄、歩道洗浄、泥等の掻き出し、除草
農地	表土等の除去・客土、水による土壤攪拌・除去、プラウ等による鋤込み、土面の踏圧・碎土・均平化、肥料・有機質資材・土壤改良資材等の散布、水路の清掃、汚泥の除去、粗皮削り、樹皮の洗浄・剪定、除草
森林(生活圏)	枝葉の剪定、枝打ち、落ち葉の除去、除草

(2) 除染のスケジュール

除染対象ごとの除染スケジュールは次のとおりです。

除染対象	H23 年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
幼稚園・学 校、それに付 随する道路		町内全地域を実施			経過を観察し、追加の除染 が必要な場合は適宜対応を行います。	
公共広場		町内全地域を実施			経過を観察し、追加の除染 が必要な場合は適宜対応を行います。	
公共施設		町内全地域を実施			経過を観察し、追加の除染 が必要な場合は適宜対応を行います。	
住宅・宅地、 それに付隨す る道路、民間 施設、その他 の道路、農 地、森林(生 活圏)	モニ タリ ング 及び 先行 除染 住宅 (3戸)			久来石区 笠石区 鏡石1区 鏡石2区 鏡石3区 鏡石4区 仁井田区 鏡田区 高久田区 旭町区 さかい区 豊郷区 成田区	を実施	

5. 除去土壤等の処理

(1) 除去土壤等の保管の方針

除染に伴って生ずる土砂等については、町が設置する仮置場に運搬・保管します。

保管期間は国が設置する中間貯蔵施設への搬出までの期間とします。

土壤等の除染等の措置を実施する際は、除去土壤等の発生抑制に配慮することとします。

なお、国・県等が実施した除染等の措置に伴い発生した除去土壤等について、町の設置した仮置場に保管する場合もあります。

(2) 仮置場の構造及び所在地

仮置場は、二次汚染を起こさないよう、次の措置を講じます。

a 地上保管する場合

- ① 汚水が地下に浸透しないよう遮水シートなどを敷設します。
- ② 除去土壤等はフレキシブルコンテナなどで梱包し、遮水シートなどの上に配置します。
- ③ 雨水浸入防止のため遮水シートなどで覆います。
- ④ 除去土壤等が有機物を多量に含む場合には、ガスの蓄積を防止できる構造とします。
- ⑤ 仮置場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週1回以上、地下水は放射性セシウムの濃度を月1回以上測定し、結果については速やかに公表します。

b 地下保管する場合

- ① 帯水層に達しないよう注意し、除去土壤等を仮置きするための穴を設けます。
- ② 汚水が地下に浸透しないよう穴の底面及び側面に遮水シートなどを敷設します。
- ③ 除去土壤等はフレキシブルコンテナなどで梱包し、遮水シートなどの上に配置します。
- ④ 雨水浸入防止のため遮水シートなどで覆います。
- ⑤ 除去土壤等が有機物を多量に含む場合には、ガスの蓄積を防止できる構造とします。
- ⑥ 仮置場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週1回以上、地下水は放射性セシウムの濃度を月1回以上測定し、結果については速やかに公表します。

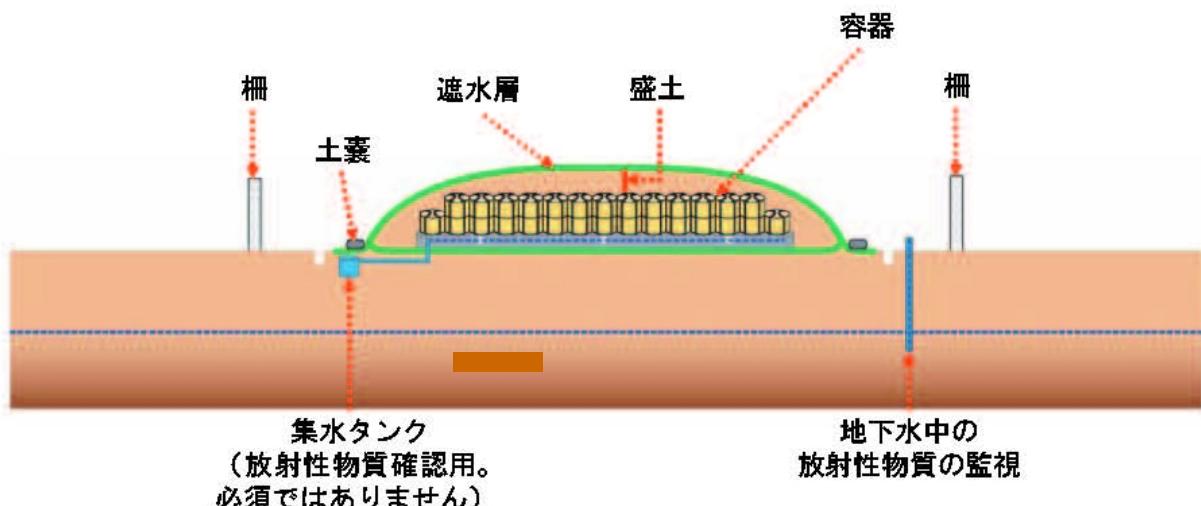


図 地上保管する場合のイメージ

仮置場は次の場所に設置することとします。

地区	仮置場所在地
仁井田地区	鏡石町仁井田地内
鏡田地区	鏡石町川崎町地内
久来石地区	鏡石町小栗山地内
高久田地区	鏡石町豊田地内
笠石地区	計画中
成田地区	計画中

(3) 仮置場ができるまでの措置

原則として除去土壤等は、住宅、宅地、公共施設、学校等はその敷地内での現場保管をお願いします。通学路、側溝などは、各地区の集会所などの敷地内で一時保管します。仮置場は速やかに設置し、設置後は早急に現場保管及び一時保管場所から搬出します。

(4) 除去土壤等の記録・保存

放射線量や地下水の放射能濃度の測定結果、保管中の除去土壤等の量(土のう袋等の数)、収集者や保管者の氏名や住所を記録します。

これらの記録を、環境省令で定められる期間、保存します。

(5) 除去土壤等の処理方針

仮置場にて保管している除去土壤等の中間貯蔵施設への運搬については、環境省が策定する輸送実施計画を踏まえて町及び国が実施します。

除去土壤等の中間貯蔵施設での保管及びその後の処分は、国が実施します。

6. その他

本除染実施計画は、除染の効果や進捗を踏まえ、内容や期間について、見直しを行うこととします。

また、計画の効率的かつ円滑な実施のため、関係者による協議会の設置を検討します。

さらに、本計画により除染を行った地域及び施設については、除染後も継続的にモニタリングを実施します。